



一般社団法人 電波産業会
Association of Radio
Industries and Businesses

No.841 2012年7月9日

ARIBの動き

第84回規格会議を開催

7月3日(火)に、第84回規格会議を東海大学校友会館(霞が関ビル)において開催しました。今回は、次に掲げる基本指針の改正1件、標準規格の策定1件、改定22件、技術資料の策定2件、改定7件について審議され、すべて提案のとおり決議されました。

- 1 標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針の改正について
- 2 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report の改定について
- 3 IMT-2000 MC-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report の改定について
- 4 特定小電力無線局ミリ波画像伝送用無線設備標準規格の改定について
- 5 広帯域移動アクセスシステムの改定について(CSMA)標準規格の改定について
- 6 OFDMA Broadband Mobile Wireless Access System (WiMAX™ applied in Japan) ARIB STANDARDの改定について
- 7 特定小電力無線局150MHz帯動物検知通報システム用無線局の無線設備標準規格の改定について
- 8 LTE-Advanced System ARIB STANDARDの改定について
- 9 WirelessMAN-Advanced System ARIB STANDARDの改定について
- 10 移動無線基地局アンテナの電波防護に関わる電磁界とSAR評価のための測定・計算法技術資料の策定について
- 11 エリア放送の伝送方式標準規格の策定について
- 12 デジタル放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)の改定について
- 13 デジタル放送におけるアクセス制御方式標準規格の改定について
- 14 デジタル放送における映像符号化、音声符号化及び多重化方式標準規格の改定について
- 15 サーバー型放送における符号化、伝送及び蓄積制御方式標準規格の改定について
- 16 補助データパケット形式で伝送される放送局間制御信号の構造標準規格の改定について
- 17 デジタル放送におけるダウンロード方式標準規格の改定について

- 18 セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送の伝送方式標準規格の改定について
- 19 Forward Link Only Air Interface Specification for Terrestrial Mobile Multimedia Multicast ARIB STANDARDの改定について
- 20 Forward Link Only Transport Specification ARIB STANDARDの改定について
- 21 Forward Link Only Media Adaptation Layer Specification ARIB STANDARDの改定について
- 22 Forward Link Only Open Conditional Access (OpenCA) Specification ARIB STANDARDの改定について
- 23 Forward Link Only System Information Specification ARIB STANDARDの改定について
- 24 Forward Link Only Messaging Transport Specification ARIB STANDARDの改定について
- 25 セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)の改定について
- 26 エリア放送運用規定技術資料の策定について
- 27 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料の改定について
- 28 BS/広帯域CSデジタル放送運用規定技術資料の改定について
- 29 放送局間の情報伝送に使用する補助データ運用規定技術資料の改定について
- 30 ファイルベースによる番組交換方式技術資料の改定について
- 31 セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送運用規定技術資料の改定について



第 84 回規格会議の様子

本規格会議において決議された議案の概要を以下に紹介します。

第 84 回規格会議 基本指針、標準規格及び技術資料の改正、策定及び改定の概要

規格番号	規格名・指針名	概要
—	標準規格に係る工業所有権の取扱に関する基本指針	<p>工業所有権の実施に係る確認書のうち、別表第一号及び別表第二号の様式を変更し、業務の省力化及び省資源化を図る。</p> <p>なお、別表第三号の確認書については、必須特許の具体的な内容について迅速・適切に対応する必要があることから、様式の変更は行わない。</p> <p>これらは、ITU/ISO/IEC が定める確認書の様式とも整合性が取れている。</p>
ARIB STD-T63 Ver.9.30 及び ARIB TR-T12 Ver.9.30	IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report	<p>本標準規格及び技術資料は IMT-2000 DS-CDMA 及び TDD-CDMA システムに関するものであり、第 83 回規格会議(2012 年 2 月)において承認された Ver.9.21 に対して、3GPP TSG 第 55 回会合 (2012 年 2 月アモイ開催) までに承認されたりリリース 99 からリリース 10(LTE-Advanced 仕様は含まない。) に対応するように改定するものである。</p>
ARIB STD-T64 Ver.5.90 及び ARIB TR-T13 Ver.5.90	IMT-2000 MC-CDMA System ARIB STANDARD / ARIB Technical Report	<p>本標準規格及び技術資料は、IMT-2000 MC-CDMA システムに関するものであり、第 83 回規格会議 (2012 年 2 月) において承認された Ver.5.80 に対して、2012 年 2 月までに 3GPP2 が制定した仕様及び技術資料に対応するように改定するものである。</p>
ARIB STD-T69 3.0 版	特定小電力無線局ミリ波画像伝送用無線設備標準規格	<p>本標準規格は、電波法施行規則第 6 条 (関係告示・平成元年第 42 号) に規定される特定小電力無線局のうち、ミリ波帯の周波数の電波を使用して、主として集合住宅での共聴用等に使用されている「ミリ波画像伝送用無線設備」について規定したものである。</p> <p>ミリ波帯の特定小電力無線局については、2000 年 8 月に周波数帯域 59～66GHz で制度整備が行われたが、総務省では 2011 年 9 月に周波数帯域を 2GHz 拡張して 57～66GHz とする電波法施行規則等の一部改正を行った。</p> <p>この制度整備に対応して、利用する周波数帯域を 57～66GHz に拡張するなどのため改定するものである。</p>
ARIB STD-T71 5.2 版	広帯域移動アクセスシステム (CSMA) 標準規格	<p>本標準規格は、電波法施行規則第 6 条第 4 項第 8 号に規定されている 5GHz 帯無線アクセスシステム及び第 6 条第 4 項第 4 号に規定されている小電力データ通信システムを用いた無線アクセス通信を行う無線局のうち、多元接続方式として、IEEE 802.11, 1999 に基づく CSMA/CA(Carrier Sense Multiple Access with Collision Avoidance)技術を用いた無線設備について規定したものである。</p>

規格番号	規格名・指針名	概要
		<p>今回の改定は、総務省における制度整備（無線設備規則等の改正、2012年3月26日）に対応するため、改定を行うものである。</p> <p>具体的には、制度上、海上運用を可能とするため無線局の局種として携帯局及び携帯基地局が追加になったことやマイクロ波着陸用周波数帯（5,030MHz～5,091MHz）における使用期限の延長（2017年11月末まで）に対応するものである。</p>
ARIB STD-T94 Ver.2.4	OFDMA Broadband Mobile Wireless Access System (WiMAX™ applied in Japan) ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、無線設備規則第49条の28に規定された2,545MHzを超え2,625MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（いわゆる「モバイル WiMAX システム」）に関するものである。</p> <p>今回の改定は、必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書の提出があったので所要の変更を行うものである。</p>
ARIB STD-T99 2.0 版	特定小電力無線局 150MHz 帯動物検知通 報システム用無線局の 無線設備標準規格	<p>本標準規格は、電波法施行規則第6条（関係告示・平成元年第42号）に規定される特定小電力無線局のうち、電波を利用した動物の検知通報システム（国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うもの）用無線局の無線設備について規定したものである。</p> <p>動物検知通報システムの無線設備は、主に野生動物の生態等の把握に使用するための無線設備として2008年8月に制度化されたが、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）に盛り込まれた電波法（昭和25年法律第131号）改正により小電力無線システム（免許不要局）の空中線電力の上限の見直しが行われたことを受け、無線設備の高度化と利用の拡大の実現のため総務省により同無線設備の関係規定（無線設備規則等の改正、2012年3月）が整備された。</p> <p>今回の改定は、総務省における制度整備を受けて必要な変更を行なうものである。</p>
ARIB STD-T104 Ver.1.20	LTE-Advanced System ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、いわゆる第4世代携帯電話システムであるIMT-Advanced Systemに関する2つの標準規格の内の1つであるLTE-Advanced Systemに関するものであり、3GPP TSG 第55回会合（2012年2月アモイ中国開催）までに承認されたリリース10 LTE-Advanced 仕様に対応するように改定するものである。</p> <p>また、第82回規格会議後、Ver.1.00に係る必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書及びReferenceの提出があったので所要の変更を行うものである。</p>

規格番号	規格名・指針名	概要
ARIB STD-T105 Ver.1.20	WirelessMAN-Advanced System ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、いわゆる第4世代携帯電話システムである IMT-Advanced system に関する2つの標準規格の内の1つである WirelessMAN-Advanced System に関するものであり、必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書提出があったので所要の変更を行うものである。</p>
ARIB TR-T21 1.0 版	移動無線基地局アンテナの電波防護に関わる電磁界と SAR 評価のための測定・計算法技術資料	<p>本技術資料は、電波の生体防護のための電磁界評価を目的として、2011年5月に発行された国際標準規格 IEC 62232 で採用されている最新の評価技術を紹介し、その利用方法を解説するものである。</p> <p>なお、これらの評価法を用いて、我が国で行われている移動通信サービス用無線基地局から放射される電磁界強度及び SAR 評価の実施例を示している。</p> <p>本技術資料が対象とする無線システムは、無線周波数 300MHz から 6GHz の範囲の移動通信を目的とした無線基地局設備であって、例えば、IMT-2000 (TDD、FDD)、LTE、PHS、XGP、WiMAX、WiFi 等の各無線方式の基地局である。</p>
ARIB STD-B55 1.0 版	エリア放送の伝送方式標準規格	<p>本標準規格は、エリア放送の伝送方式にかかる標準規格を策定するものである。</p> <p>エリア放送は、地上デジタル放送に割り当てられた UHF 帯の周波数のうち、ホワイトスペースを活用して行われるワンセグ携帯等の地上デジタル放送受信機に向けたエリア限定の放送サービスであり、特定の狭小な区域における需要に応えるための地上一般放送（届け出一般放送）として制定され、周波数割り当て上、二次業務として規定されている。</p> <p>エリア放送に関しては、一次業務である地上基幹放送局などの運用に支障を与えないなどの基準があり、周波数の使用条件などに関しては省令として規定されたが、送信の標準方式に関しては規定されていないため、伝送方式（周波数の使用条件含む。）を標準規格として策定するものである。</p>
ARIB STD-B21 5.2 版	デジタル放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)	<p>本標準規格は、デジタル放送用受信装置の基本的な機能、定格及び性能を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、デジタル放送受信装置のデジタル映像出力であるデジタルモニタインタフェース GVIF (Gigabit Video Interface)規格が、JEIDA 規格から JEITA 単独規格へ再制定されたことに伴う改定や工業所有権に関する個別確認書の追加記載等である。</p>

規格番号	規格名・指針名	概要
ARIB STD-B25 6.1 版	デジタル放送における アクセス制御方式標準 規格	<p>本標準規格は、デジタル放送に使用されるアクセス制御方式に関し、スクランブル、関連情報の仕様及びそれに関わる受信機仕様について規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令・告示の改正に合わせ、本標準規格が参照している省令・告示を新たな省令・告示に対応するように変更するとともに、新たに定義された「基幹放送局」の用語に合わせるものである。</p>
ARIB STD-B32 2.6 版	デジタル放送における 映像符号化、音声符号化 及び多重化方式標準規 格	<p>本標準規格は、デジタル放送における映像信号と映像符号化方式、音声信号と音声符号化方式及び伝送信号の多重化方式を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書の提出があったので所要の変更を行うものである。</p>
ARIB STD-B38 2.2 版	サーバー型放送におけ る符号化、伝送及び蓄積 制御方式標準規格	<p>本標準規格は、大容量蓄積機能を活用するデジタル放送方式における、映像、音声及びメタデータの符号化方式、伝送方式及び蓄積制御方式について規定したものである。</p> <p>今回の改定は、省令改正に伴う参照文書の変更、及び地上マルチメディア放送サービスにおける EPG/ECG メタデータの追加・修正に対応させるものである。</p>
ARIB STD-B39 1.2 版	補助データパケット形 式で伝送される放送局 間制御信号の構造標準 規格	<p>本標準規格は、地上デジタルテレビジョン放送、BS デジタル放送並びに広帯域 CS デジタル放送を実施する時に、放送局のスタジオ内外で使用される 525/60 テレビジョン方式コンポーネントビット直列インタフェース、1125/60 方式 HDTV ビット直列インタフェース等において、放送局間制御信号を、補助データパケットを用いて伝送する場合の構造を規定しているものである。</p> <p>今回の改定は、1.1 版の策定より約 10 年が経過しているため、規格全体の見直しを行い、準拠規格の名称変更等現状に合わせるものである。</p>
ARIB STD-B45 2.2 版	デジタル放送における ダウンロード方式標準 規格	<p>本標準規格は、デジタル放送におけるダウンロード型方式サービスについて規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令・告示の改正に合わせ、本標準規格が参照している省令・告示を新たな省令・告示に対応するように変更するとともに、新たに定義された「基幹放送局」の用語に合わせるものである。</p>
ARIB STD-B46 1.2 版	セグメント連結伝送方 式による地上マルチメ ディア放送の伝送方式 標準規格	<p>本標準規格は、移動体・携帯端末向け地上マルチメディア放送のうち、セグメント連結伝送方式によるもの (ISDB-Tmm 方式) の伝送方式を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、必須の工業所有権の実施に係る確認書の提出があったので所要の変更を行うものである。</p>

規格番号	規格名・指針名	概要
ARIB STD-B47 1.1 版	Forward Link Only Air Interface Specification for Terrestrial Mobile Multimedia Multicast ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、マルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式として規定されている MediaFLO 方式のエアーインターフェースを規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令・告示の改正に合わせ、本標準規格が参照している省令・告示を新たな省令・告示に対応するよう変更するとともに、必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書の提出があったので所要の変更を行うものである。</p>
ARIB STD-B48 1.1 版	Forward Link Only Transport Specification ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、マルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式として規定されている MediaFLO 方式のトランスポート層を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令・告示の改正に合わせて、本標準規格が参照している省令・告示を新たな省令・告示に対応するよう変更するものである。</p>
ARIB STD-B49 1.1 版	Forward Link Only Media Adaptation Layer Specification ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、マルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式として規定されている MediaFLO 方式のメディアアダプテーション層を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令・告示の改正に合わせて、本標準規格が参照している省令・告示を新たな省令・告示に対応するよう変更するとともに、必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書の提出があったので所要の変更を行うものである。</p>
ARIB STD-B50 1.1 版	Forward Link Only Open Conditional Access (OpenCA) Specification ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、マルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式として規定されている MediaFLO 方式のアクセス制御を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令・告示の改正に合わせて、本標準規格が参照している省令・告示を新たな省令・告示に対応するよう変更するとともに、必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書の提出があったので所要の変更を行うものである。</p>
ARIB STD-B51 1.1 版	Forward Link Only System Information Specification ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、マルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式として規定されている MediaFLO 方式のシステム情報 (SI) を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令・告示の改正に合わせて、本標準規格が参照している省令・告示を新たな省令・告示に対応するよう変更するとともに、必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書の提出があったので所要の変更を行うものである。</p>
ARIB STD-B52 1.1 版	Forward Link Only Messaging Transport Specification ARIB STANDARD	<p>本標準規格は、マルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式として規定されている MediaFLO 方式のフローメッセージトランスポート (FMT) を規定したものである。</p>

規格番号	規格名・指針名	概要
		<p>今回の改定は、放送法の改正に伴う省令・告示の改正に合わせて、本標準規格が参照している省令・告示を新たな省令・告示に対応するよう変更するとともに、必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書の提出があったので所要の変更を行うものである。</p>
ARIB STD-B53 1.1 版	セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送用受信装置標準規格(望ましい仕様)	<p>本標準規格は、マルチメディア放送用受信装置の基本的な機能、定格及び性能を規定したものである。</p> <p>今回の改定は、必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書の提出があったので所要の変更を行うものである。</p>
ARIB TR-B35 1.0 版	エリア放送の運用規定技術資料	<p>本件は、エリア放送の制度整備（制度の施行、2012年4月）に対応するため、同システムの運用規定に係る技術資料を策定するものである。</p> <p>エリア放送に関しては、一次業務である地上基幹放送局などの運用に支障を与えないなどの基準があり、周波数の使用条件などの無線設備規則に関しては省令として規定されている。また、ARIB 標準規格として、エリア放送の伝送方式（周波数の使用条件含む）の標準規格が本技術資料と併せて策定された。</p>
ARIB TR-B14 4.9 版	地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料	<p>本技術資料は、地上デジタルテレビジョン放送の放送局での運用及び地上デジタルテレビジョン放送受信機の機能仕様をとりまとめたものである。</p> <p>今回の主な改定は、次のとおりである。</p> <p>ア GVIF (Gigabit Video Interface) の参照先変更に伴う修正（第二編）</p> <p>イ IPTV ダウンロード/VOD（連携タイプ2）対応受信機における「連携タイプ1」機能のオプション化、getIRDID()を用いて CorrelatingID を取得する際の戻り値の形式の変更、VOD 終了後、リンク状態再確立前に利用可能な放送用拡張関数の追加及び汎用ルート証明書の使用条件の変更（第三編）</p> <p>ウ 局個別データの初期化および EMM 受信処理に関する記載の明確化（第五編）</p> <p>エ 群馬県、栃木県の NHK 総合を追加し、ネットワーク識別、TS 識別、リモコンキー識別等の割り当て及び TS 名の規定（第七編）</p> <p>オ リムーバブル記録媒体のコンテンツ保護方式として認定された「MarlinBB 方式」について規定を追加（第八編）</p>
ARIB TR-B15 5.7 版	BS/広帯域 CS デジタル放送運用規定技術資料	<p>本技術資料は、BS デジタル放送局での運用及び BS デジタル放送受信機の機能仕様、並びに、広帯域 CS デジタル放送局での運用及び BS デジタルと広帯域 CS デジタル</p>

規格番号	規格名・指針名	概要
		<p>放送の共用受信機の機能仕様に関し規定したものである。 今回の主な改定は、次の通りである。</p> <p>(1) 広帯域 CS 事業者数の拡大に伴う、NVRAM 事業者専用領域拡張。【第二編】</p> <p>(2) NVRAM BS 事業者専用領域の事業者数拡大に対する運用の明確化および誤記修正、NVRAM 広帯域 CS デジタル放送事業者専用領域の拡張【第三編】</p> <p>(3) 広帯域 CS 放送に係る衛星基幹放送の認定に伴い、TS_id、service_id など各種 ID 一覧の割り当て改定。【第七編】</p> <p>(4) リムーバブル記録媒体の保護方式に新たな方式 (Marlin BB) 追加の改定。【第八編】</p>
ARIB TR-B23 1.2 版	放送局間の情報伝送に使用する補助データ運用規定技術資料	<p>本技術資料は、放送局のスタジオ内外で使用される 525/60 テレビジョン方式コンポーネントビット直列インタフェース、1125/60 方式 HDTV ビット直列インタフェース等のビット直列インタフェースにおいて、補助データパケットを用いて各種のデジタルデータを放送局間で伝送する場合の多重方法および運用方法を規定しているものである。</p> <p>今回の改定は、1.1 版の策定より約 10 年が経過しているため、規格全体の見直しを行い、準拠規格の名称変更等現状に合わせるものである。</p>
ARIB TR-B31 1.2 版	ファイルベースによる番組交換方式技術資料	<p>本技術資料は、放送素材のうち特に編集済み素材(番組用の完パケ素材)を対象に、ファイルベースによる番組交換方式について MXF ファイル形式を基本に運用ガイドラインとして規定したものである。</p> <p>今回の改定は、配信パッケージのインデックス情報を格納するパッケージインフォメーション文書の Path 表記方法について、表現が曖昧で二通りの解釈が可能であることが判明したため、当該表現の修正を行い文章の明確化を行うものである。</p>
ARIB TR-B33 1.4 版	セグメント連結伝送方式による地上マルチメディア放送運用規定技術資料	<p>本技術資料は、207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体・携帯端末向け地上マルチメディア放送のうち、セグメント連結伝送方式によるもの (ISDB-Tmm 方式) の運用を規定するものである。</p> <p>今回の改定は、2012 年 4 月の開局以降の運用実績を踏まえて、本技術資料のさらなる充実を図るために、受信機実装やコンテンツ作成の観点から、現行技術資料の記載が不明確であった点をより明確にするほか、今後想定されるサービスに対応するために必要な事項の追加記載や省令・告示の改正を受けての参照先の変更を行うものである。</p>

3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定

－ 773MHz を超え 803MHz 以下の周波数を使用する特定基地局 －

[【平成 24 年 6 月 27 日の総務省報道資料から】](#)

総務省は、本日、3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定について、電波監理審議会（会長：前田 忠昭 東京瓦斯株式会社顧問）に諮問したところ、原案を適当とする答申を受けました。

1 概要

総務省は、3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請を、平成 24 年 4 月 17 日から同年 5 月 25 日までの間、受け付けたところ、3 件の申請がありました。

これらの申請について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 27 条の 13 第 4 項及び開設指針に定める審査基準に基づき審査を進めてきたところ、本日、申請のあった 3 件の開設計画を認定することについて電波監理審議会に諮問し、原案を適当とする旨の答申を受けました。

2 申請及び審査の概要

審査の概要は、[別紙 1](#) のとおりです。また、各申請の内容及び審査の詳細については、[別紙 2](#) のとおりです。

3 今後の予定

総務省では、本日の電波監理審議会からの答申を踏まえ、[別紙 3](#) の条件を付した上で、申請のあった 3 件の開設計画を次のとおり周波数を指定して認定することとします。

- イー・アクセス株式会社 : 793MHz を超え 803MHz 以下
- 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ : 783MHz を超え 793MHz 以下
- KDDI 株式会社／沖縄セルラー電話株式会社 : 773MHz を超え 783MHz 以下

<関係資料>

- [3.9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果の電波監理審議会への報告 －773MHz を超え 803MHz 以下の周波数を使用する特定基地局－（平成 24 年 6 月 13 日）](#)

パソコン、家電、モバイルでマルチプラットフォームのデジタルテレビソリューションを展開

株式会社ピクセラ

当社は 1982 年に株式会社堺システム開発として設立しました。当時国内では珍しかった Mac 向けのプリンタードライバの開発からスタート。画像処理のソフトウェア開発の技術を活かし、2001 年に MPEG を扱えるデジタルカメラのパソコン向けアプリケーションソフトウェア（「ImageMixer」シリーズ他）を Windows/Mac の両方で開発し商品化しました。本シリーズはこれまで全世界で 3 千万本以上の出荷実績があります。

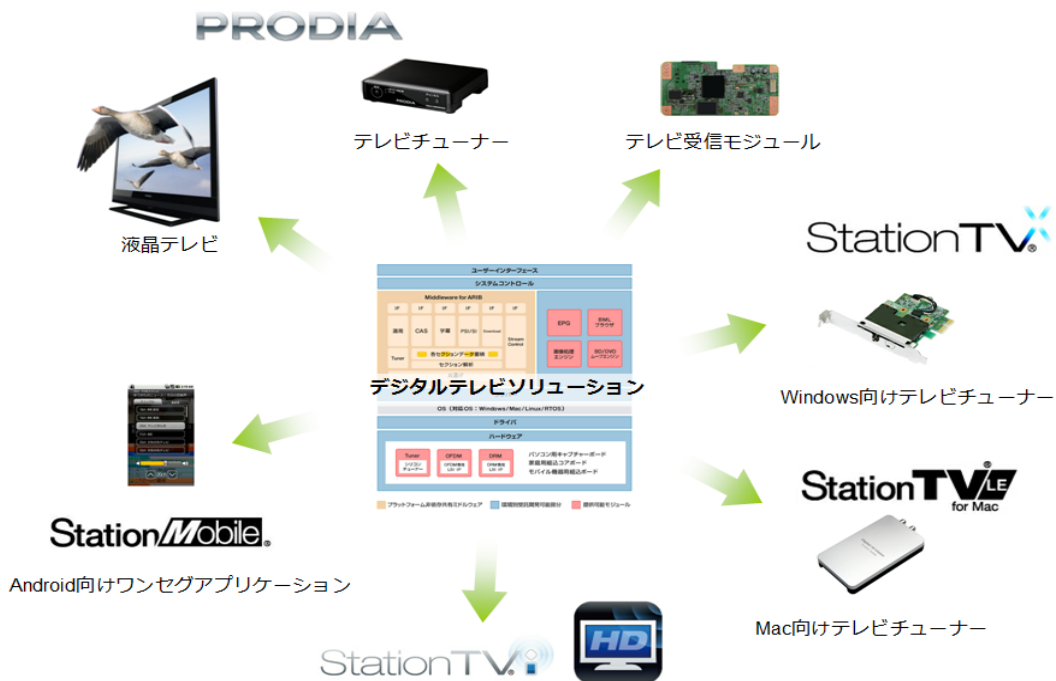
その後、特に動画における画像処理技術を発展させ、パソコン向けのテレビソリューションに進出。2005 年には日本で初めて、パソコン上で地上/BS/110 度 CS デジタル放送をハイビジョン画質で録画・再生できるテレビソリューション（「StationTV」シリーズ）を開発しました。さらに、その技術を活かし 2006 年には AV 家電向けテレビソリューションにも事業の幅を広げています。

2007 年からは自社ブランド「PRODIA」シリーズとして主に中小型テレビやチューナーを販売しています。近年は Android（「StationMobile」シリーズ）や iPhone/iPad 向けのソリューションにも事業を展開しています。

パソコン、家電、モバイルのマルチプラットフォームでデジタルテレビソリューションを展開しているのが当社の特長です。

<http://www.pixela.co.jp/>

基幹となるデジタルテレビソリューションからの製品展開



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11F
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103
<http://www.arib.or.jp> E-mail arib_news@arib.or.jp